



もりおか

No.112
令和4年8月号

農委だより

発行／盛岡市農業委員会

〒020-8532

盛岡市津志田14地割37番地2

電話 019-639-9034



地区の垣根を越え、 生業を守る

飼料の自給率向上と
農地保全の取り組み

7月3日、新緑の木々に夏の日差しが降り注ぐ中、薮川地区の牧草地67haで、牧草の採草・ロール作業が行われた。作業を手掛けるのは玉山区の34〜36歳の若手酪農家3経営者。毎年、梅雨の貴重な晴れ間を狙って数日間で作業を終える必要があるため、チームワークが不可欠である。

なぜ、玉山区の経営者が往復30km以上も離れた薮川地区の牧草地を利用しているのか。そのきっかけは、2011年の東日本大震災まで遡る。福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて、石川始農業委員や工藤啓子農業委員を始め、玉山区・薮川地区の農業者が共に除染作業に汗を流した。この過程で互いの地域が根本的に抱える問題への解決策を模索することとなる。

当時、薮川地区の牧草地は担い手の高齢化により年々維持管理が難しくなっており、農地の荒廃が問題となっていた。一方で玉山区の酪農家ではコストカットのために粗飼料の自給率を向上させたいものの、

(2面に続く)

(本文記事1面)

玉山地区だけではまとまった牧草地を確保出来ないという悩みを抱えていた。そこで、お互いの悩みを解消すべく、石川始農業委員が中心となり、酪農家と牧草地のマッチングを実施。以降、玉山地区の酪農家が藪川地区の担い手も兼ね、共同で作付けや収穫作業を行うこととなった。

牧草の収穫は年2回。牧草は一つ450〜500kgのロール状に形成され、収穫後は各牧場に運ぶ。運搬距離が長いことと、シカによる食害の増加が目下の課題となっている。

しかし、ロシアのウクライナ侵攻の影響で家畜飼料の価格が高騰する中、年1250〜1350個程生産される牧草ロールは、今や酪農家の生命線。輸入飼料に頼る他地方の酪農家が相次いで廃業している中、粗飼料の自給率を向上させ、農地を守るためにも、地域で頑張る若手経営者3人には今後も地域の担い手の酪農家として活動を長く続けることが期待される。

(玉山・藪川地区調査会)



新規就農者を 応援しよう！

昨年の春から、湯沢地区で「リンドウ」を栽培している新規就農者の白ヶ敷智之さんを支援しようと、5月10日上湯沢公民館に地区の農家組合長・営農部長をはじめ関係者が集まりました。

最初に盛岡市農政課、盛岡農業改良普及センターの担当者からそれぞれ白ヶ敷さんの栽培内容・経営計画の説明があり、その後白ヶ敷さんの自己紹介がありました。

白ヶ敷さんは高校卒業後、県内の農園でリンドウの栽培管理・バイオテクノロジーを学びました。その経験を活かして、リンドウ栽培に取り組みたいと思い農地を探していましたが、「農事組合法人となん」の紹介で湯沢地区の農地を借りて、リンドウ栽培をスタートすることができました。若手中央農協の花弁部会の研修等に参加して更に栽培技術の向上に努め、順次規模拡大を図り、安定した生産、経営を目指しています。地域の皆さんとも連携して、地域の農業を盛り上げたいと力

強く語ってくれました。

公民館での会合の後、栽培圃場を見学しましたが、地域の出席者からは、農家組合の行事等への参加や産直の加入についても話が出るなど、皆で応援していこうという話題で盛り上がりました。リンドウの花で畑一面が青色に染まる日が楽しみです。

(飯岡地区調査会)



全国農業新聞を 購読しませんか

発行日

毎週金曜日

購読料

月額700円(送料込み)

申込みは農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで。

農地台帳補完調査 廃止のお知らせ

農業委員会で例年実施しておりました『農地台帳補完調査』は、農業者皆様のご負担を考慮し令和4年度から廃止といたします。

今後は、各種証明書の発行の際などに、世帯員や農業従事者の状況をお伺いし、必要に応じて申請書類の提出をお願いする場合がありますので、ご協力についてよろしくお願いいたします。

カラス対策にご協力ください

盛岡市内では、カラスによる住宅地での糞害等や農作物や家畜への被害が確認されています。

追払いや捕獲だけではカラスの被害は減りません。

被害を減らすためにカラスのエサ場対策にご協力ください。



【エサ場対策】

- ① 農地に収穫しない農作物を放置しない。埋める、シートで覆うなど、カラスから見えないようにしましょう。
- ② 畜舎への侵入口をなくす。隙間にネットを張るなどして、家畜のエサだけでなく、家畜への被害も減らしましょう。

【担当】

盛岡市環境部環境企画課 613-8419 (直通)

こんなときは手続きを！

農地を売買・貸し借りしたり、転用※するときは農地法に基づく手続きが必要です。

ご自身が所有する農地でも、自由に資材置場や駐車場にすることはできません。

次の場合は農業委員会にご相談ください。

- ① 農地の売買・貸し借り
- ② 農地の転用

- ① 農地の所有者が自分でその農地を転用する場合（農地法4条）
- ② 農地の所有者から農地を購入しまたは借地して転用する場合（農地法5条）
（例）資材置場、駐車場、砂利採取場などにする場合

- ③ 農地の相続

相続により農地について所有権や賃借権等の権利を取得した方は、農業委員会へ届出が必要です。

【担当】 盛岡市農業委員会事務局 農地係 601-5072 (直通)
玉山分室 683-3856 (直通)

※農地転用とは？

農地を農地以外の目的で使用することです。



農地売買情報

	No	農地の所在	地目	面積(a)	価格
売渡	1	上太田三枚橋	畑	10	応談
	2	上太田三枚橋	田	9.4	応談
	3	上太田三枚橋	田	9.1	応談
	4	西見前1地割	田	14	応談
	5	羽場2地割	田	33	応談
買受	1	下飯岡10地割	田	50~100	60万円 (10a当たり)
	2	上飯岡14地割	田	30~100	60万円 (10a当たり)

農地の売買、貸借のあっせん等を希望される方は、農業委員会事務局で随時相談を受け付けています。

農地パトロールのお知らせ

7月から10月頃にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が市内の農地パトロール（農地の利用状況調査）を実施しています。

調査のため、農業委員等が農地に立入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

農地が遊休農地化してしまうと、雑草、病害虫の発生や有害鳥獣の隠れ場所になるなど周辺の農地や住民の生活環境への影響が心配されます。

遊休農地を発生させないように農地の適正な管理をお願いします。

農業者年金に加入しませんか

- ① 農業に従事されている方は広く加入できます。
60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。また、（制度改正により令和4年5月から）60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。
- ② 保険料（月額2万～6万7千円）は自分で選べ、いつでも見直しできます。
また（制度改正により令和4年1月から）下表の要件を満たした方は国庫補助により本人負担を少なくすることができます。

政策支援の要件と国庫補助額（※保険料は本人負担分と補助分あわせて月2万円（固定）となります）

区分	必要な要件	本人負担の保険料（補助額）			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告書	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告書	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者が、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	-	-

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、ほかの区分（国庫補助額が減額になることがあります）又は通常の保険料への変更が必要です。

※保険料の国庫補助が受けられる期間は、ア）35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、イ）35歳以上であれば10年以内とされ、通算して最長20年となっています。

- ③ 税制面で大きな優遇措置があります。
 - ◎支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税になります。
 - ◎農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税で年金原資として積みあがります。
 - ◎農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

○ 農業者年金に加入すると ～農業者年金の受給額の試算～（保険料月2万円の場合）

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	65万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	638万円	675万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	284万円	301万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で購入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の18年間（令和元年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.55%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和3年度は0.25%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

問い合わせは農業委員会事務局かJAまたは農業者年金基金へ。